



## 第7章 計画推進のために

### 1)市民参加の推進

#### 【現況と課題】

本市では、これまで、広く市民に市政についての情報を提供するため、毎月発行の広報「SOJA」はじめ、議会だよりによる議会広報、さらにはCATVを利用した総社市民チャンネル、ホームページなどによる広報活動に取り組んでいます。また、市政への意見を反映させるため、市民の声アンケート、市政モニターやまちづくり懇談会、市民の声提案箱などの広聴活動を行うとともに、各種の行政計画の策定等にあたっては審議会等を組織して、市民の参加を得ながら計画づくりを進めています。

一方、人々の価値観が多様化する現在、市民一人ひとりの意識やニーズを把握し、市民の声を的確に生かした市政を推進していくことが求められるとともに、市民と行政が対等なパートナーシップのもと、市民主導・地域主導のまちづくりを進めることができます。

そのため、まちづくりに関するさまざまな行政情報を市民と共有し、まちづくりの現状や課題等について市民と行政が共通の認識を持てるようにすることはもとより、ワークショップやタウンミーティング、パブリックコメントなどさまざまな形で市民が参加でき、市民の意見を各種の計画や事業等に反映できる開かれた市政を推進することが重要となっています。

また、市民と行政が対等なパートナーシップのもと、市民一人ひとりが地域社会を担う市民が主役のまちづくりを進めるために、これまで以上の市民意識の高揚を図るとともに、広報広聴活動の充実や適切な情報提供の体制づくりを進めるなど、さらなる取り組みが必要です。

#### ■まちづくり懇談会の参加者数

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人數(人)	190	200	-	120	250

※平成13~16年度は旧総社市分

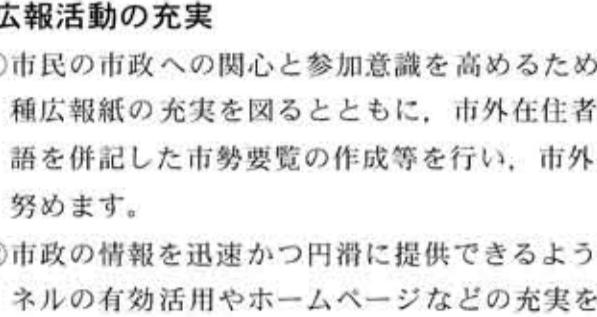
資料:総務部企画課

#### 【基本方針】

市民のまちづくりに対する参加意識を高め、市民と行政が対等なパートナーシップのもと、市民主導・地域主導のまちづくりを推進するために、広報広聴体制の充実を図るほか、市政の情報を積極的に公開かつ提供ができる体制を整備し、市民の声を生かした市政の推進を図ります。その一つとしてまちづくり懇談会の参加者(年400人)を目指します。

市民がまちづくりの主役として、積極的に活動ができるよう、市民の市政への参加機会の拡充を図ります。

#### 【施策の体系】

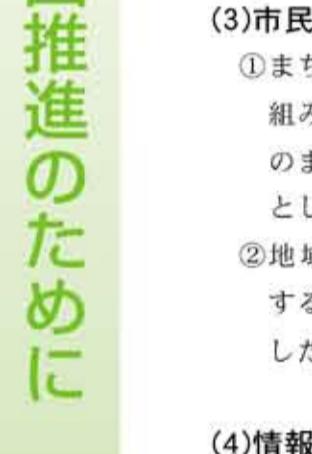


#### 【主要施策】

##### (1)広報活動の充実

①市民の市政への関心と参加意識を高めるため、広報「SOJA」・議会だより等の各種広報紙の充実を図るとともに、市外在住者のためのふる里だよりの発行や外国语を併記した市勢要覧の作成等を行い、市外・国外に向けて、本市のPR・広報に努めます。

②市政の情報を迅速かつ円滑に提供できるよう、CATVを利用した総社市民チャンネルの有効活用やホームページなどの充実を図り、市民と行政をつなぐ新しい情報提供システムの確立を図ります。



#### (2)広聴活動の充実

①市民の声アンケートや市政モニター、まちづくり懇談会、市民の声提案箱等による広聴活動の充実を図り、市民の意見や要望を市政に反映させるように努めます。

②即時性、双方向性に優れたインターネットなどの新しい情報提供システムを活用して、市民に身近な広聴活動を推進します。

③パブリックコメントを活用し、政策決定の過程に市民の意見や提案が反映できるよう努めます。

#### (3)市民の参画機会の拡充

①まちのさまざまな計画づくりや地球環境問題、地域コミュニティづくりへの取り組み、公民館などの公共的施設の運営管理などへの市民参加を促進し、自分たちのまちは自分たちでつくるという自治意識の醸成・高揚に努めるとともに、市民として行うべき義務の履行についても啓発を図ります。

②地域の自主的な活動や取り組み、また、NPOやボランティア団体の活動を支援するために、負担の軽減や施設の利用手続の簡略化などに努め、その活力を生じた協働のまちづくりを進めます。

#### (4)情報公開の推進

①市民参加による市政運営と公正で開かれた市政の進展のために、個人情報の保護に留意して情報公開制度を充実し、行政が保有する情報を公開します。

②貴重な公文書等の収集、整理を図るとともに、毎年発生する公文書を市民との共有財産として活用できる体制を目指します。

#### (5)民間活力の活用

①民間によって整備が期待できる商業施設や住宅地、福祉サービス、保健医療などでは、まちづくりの推進、市民サービスの向上を図るために、PFI事業(民間資金等活用事業)などの導入についての研究も行なながら、民間活力の活用に努めます。



## 2)行政改革の推進

#### 【現況と課題】

本市では、行政改革大綱に基づき、効率的で時代の要請に即した行政体制づくりを進めるとともに、行政事務の合理化、効率化にも積極的に取り組むなど、限られた資源の適切な配分に留意しつつ、市民サービスの向上に努めてきました。

また、多様化、高度化かつ専門化してきた市民ニーズに対応するために、各種専門修習などへの職員の派遣を行うなど職員の資質向上と専門的実務能力の開発に努め、行政事務における高度化・専門化を進めてきました。

しかし、交付金や補助金が縮小される厳しい財政状況、地方への権限移譲が進む地方分権の進展など社会経済情勢が大きく変化するなか、多様化、高度化かつ専門化する市民ニーズに対応するとともに、高度化かつ専門化する事務とその事務量の増大に対応するために、これまで以上に効率的でフレキシブルな行政運営が求められています。

そのため、社会経済情勢の変化に即応し、さまざまな市民ニーズにこたえられるよう、適材適所の職員の配置や専門的知識や技能を有する職員の確保・育成を進めるとともに、フレキシブルな組織運営が求められています。また、効率的な行政運営を図るためにも、行政が果たすべき役割を明確にするなど、事務事業の再編整理を進めていく必要があります。

#### ■職員数の状況

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
職員(人)	657	655	650	639	641

資料:地方公共団体定員管理調査

#### 【基本方針】

多様化、高度化かつ専門化した市民の行政ニーズに的確に対応できるよう、適材適所の職員の配置や専門的知識や技能を有する職員の確保・育成を進めるとともに、フレキシブルな組織運営を行います。

効率的な行政運営を図るために、事務事業を再点検し、整理・合理化に努めます。

職員の能力・資質の向上については、総社市職員人材育成基本方針に基づいた人事施策により能力開発に努めます。また、平成23年4月1日現在の職員数538人を目指します。

市民サービスの維持・向上に努めるため、公共施設等における情報ネットワークの形成を図ります。

#### 【施策の体系】



#### 【主要施策】

##### (1)総合的・計画的行政の推進

①本総合計画を基本として、社会経済情勢の変化に対応しつつ、総合的・計画的な行政を推進します。

②行政改革大綱により、継続的に事務事業の見直しを行なうとともに、行政改革の推進に努めます。

##### (2)組織体制の整備

①高度化、多様化する行政課題に対処しながら、市行政の効率的な運営を図るために、行政改革大綱の趣旨を踏まえて、組織や機構の見直しをはじめ、専門的知識や技能を有する職員の確保・育成や適材適所の職員配置などの機動的、弾力的な組織運営を行います。

②民間と行政の役割分担を見直し、指定管理者制度の活用や民間への委託、移管を促進し、事務事業の合理化を図ります。



#### (3)事務処理の効率化

①事務処理の合理化及び効率化を図るために、CS(クライアントサーバー)システムを導入するとともに、職員のパソコン教育研修を継続し、情報処理能力の向上に努めます。

②各種台帳の電子情報化を進め、事務処理のレベルアップに努めます。

③行政手続条例の趣旨を踏まえ、公正で透明性の高い行政手続を進めます。

#### (4)人事管理の適正化

①行政需要の動向に対応し、職員の適正配置を図るとともに、新規採用の抑制や民間委託の推進により、正規職員数の削減を進めなど、職員定数の適正管理に努めます。

②人事管理、業務執行、職員研修が有機的に結びついた職員人材育成基本方針に基づく人事制度を構築し、適正な人事管理と職員の資質向上を図ります。

③各種研修や職場での取り組みにより、専門的な知識や技能の修得などの能力開発を推進するとともに、政策立案や解決の能力養成に努めます。